

お 知 ら せ

令和 4 年 1 2 月 1 2 日
宇部市総務部契約監理課

宇部市現場代理人取扱要領の改正について

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

1 改正内容

現場代理人の兼務要件である請負金額について、以下のとおり改める。

- ・ 建築一式工事以外 3, 5 0 0 万円未満 → 4, 0 0 0 万円未満
- ・ 建築一式工事 7, 0 0 0 万円未満 → 8, 0 0 0 万円未満

2 改正理由

令和 5 年 1 月 1 日付けで「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 3 5 3 号）」（以下「政令」という。）が施行され、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負金額の額について、建築一式工事以外の建設工事は 3, 5 0 0 万円から 4, 0 0 0 万円に、また、建築一式工事については 7, 0 0 0 万円から 8, 0 0 0 万円にそれぞれ引き上げられることから、現場代理人の兼務要件である請負金額についても政令と同様に金額の改正を行い、技術者の効率的な配置を図るため。

旧	新
3 兼務について	3 . . .
次の(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人又は主任技術者を兼務できるものとする。	. . .
(1) 個別要件	(1) . . .
ア 密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合	ア . . .
イ 建設業法施行令第 2 7 条第 2 項で主任技術者の兼任が認められる工事契約である場合	イ . . .
ウ 以下の要件をいずれも満たす場合	ウ 以下の要件をいずれも満たす場合
(ア) 兼務する工事契約が 3 件以内であること。	(ア) 兼務する工事契約が 3 件以内であること。

(イ) それぞれの契約金額が 3, 5 0 0 万円
(建築一式工事は 7, 0 0 0 万円) 未満で
あること。

(イ) それぞれの契約金額が 4, 0 0 0 万円
(建築一式工事は 8, 0 0 0 万円) 未満で
あること。

3 施行

令和 5 年 1 月 1 日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。